アイドリングストップ支援機器導入助成金交付要綱

(公社) 秋田県トラック協会

(目的)

第1条 秋田県トラック協会(以下「秋ト協」という)は、環境対策の取組み として、アイドリングストップの励行を支援するため、蓄熱マット等 の導入を進める会員事業者(以下「会員」という)に対して助成金を 交付する。

(助成対象)

- 第2条 助成の対象とする蓄熱マット等は、トラックドライバーが休憩、荷待ち等におけるエンジン停止時に、使用可能な車載用機器で次に掲げるものとする。
 - (1) 電気式の毛布、マット又はベッド(外部電源対応機器を除く)
 - (2) エア又は温水式ヒータ
 - (3) 蓄冷式クーラー
 - (4) 外部電源用パッケージクーラー
 - (5) 車載バッテリー式冷房装置

(助成金額)

- 第3条 秋ト協の交付する助成金額は、会員があらたに導入する蓄熱マット等に対して購入価格の半額とする。
 - 2. 1社の限度額を12万円までとし、助成額の1,000円未満の端数 は切り捨てとする。

(実施期間)

第4条 助成事業は、平成28年4月1日から平成29年2月末日までとし、年間の予算額に達した時点で終了とする。

(助成方法)

第5条 助成を受けようとする場合は、事前に「アイドリングストップ支援機器 導入助成申請書」を秋ト協へ提出する。

(交付決定)

第6条 秋ト協は、前条の申請を適当と認めた場合は「アイドリングストップ支援機器導入助成承認書」を会員へ交付する。

(助成金の交付請求)

第7条 導入が完了した会員は、「アイドリングストップ支援機器導入実績報告書(助成金請求書)」に領収書の写し、商品の概要を記したパンフレット等を添付のうえ、秋ト協に対して助成金を請求する。

(助成金の交付)

第8条 秋ト協は、助成金の交付請求があった場合に、その内容を審査し適正 と認めたときは助成金を交付する。

(機器の処分制限)

第9条 会員は、交付対象となった機器が装着の日から起算して、1年経過する までは譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保に供してはな らない。ただし協会の承認を受けた場合はこの限りでない。

《附則》

- 1. 本要綱は、平成20年4月1日から適用する。
- 2. 平成21年5月14日改正、同年4月1日から実施する。
- 3. 平成23年5月24日改正、同年4月1日から実施する。
- 4. 平成24年5月23日改正、同年4月1日から実施する。
- 5. 平成25年5月29日改正、同年4月1日から実施する。
- 6. 平成26年5月22日改正、同年4月1日から実施する。
- 7. 平成27年5月25日改正、同年4月1日から実施する。
- 8. 平成28年5月25日改正、同年4月1日から実施する。